

## 渋谷パブリック法律事務所による 平成28年度慶應義塾大学及び中央大学合同リーガルクリニックについて

渋谷パブリック法律事務所三田支所長 三澤 英嗣 (48期)

私は、現在、今年7月の常議員会で設置が決まった渋谷パブリック法律事務所（以下「渋谷パブ」という）三田支所の支所長を務めています。この夏に、渋谷パブが行ったリーガルクリニック（以下「クリニック」という）について、ご報告したいと思います。

### 1 渋谷パブの活動

渋谷パブは、2004年7月に、東京弁護士会が、法科大学院を中核とした新たな法曹養成制度を直接支援するために、國學院大学法科大学院内に設置した3番目の都市型公設事務所です。設置後は、10年以上にわたり、國學院大学、明治学院大学、東海大学、獨協大学の4校の法科大学院生に、渋谷パブが独自に開発したクリニックのカリキュラムを実施してきました。そして、3年前からは、慶應義塾大学法科大学院（以下「慶應」という）及び中央大学法科大学院（以下「中央」という）の学生に、クリニックのショートバージョンを実施してきました。今年度は、新たな試みとして、①慶應、中央両校の法科大学院生の混成チームを作ること、②国際案件のクリニックを実施すること、③最終報告会を午前午後と実施することの3点を加えました。

### 2 渋谷パブの「クリニック」とは

今さらですが、「クリニック」って、何でしょうか。「リーガルクリニック」という言葉は、実は極めて多義的で、広く臨床法学教育という意味で捉えられることもあり、法科大学院によっては、シミュレーション授業を指したり、あるいは、法律相談立会を指したり、エクスターンシップを意味したりします。渋谷パブの「クリニック」は、これらと異なり、設立以来、学生チーム（学生2、3人）と指導担当弁護士が生々の事件と一緒に取り組み、その中で、学生に、事実認定の問題と学んできた法理論を再認識させ、書面作成などの法技術を学ばせながら、弁護士として活動する際に守ら

なければならない法曹倫理についても検討させる統合的授業です。

渋谷パブのクリニックの特徴ですが、一言で言えば、「教育」を意識した点にあります。すなわち、クリニックは法科大学院での授業の一環ですから、指導担当弁護士の指導の下、チームの学生らは、自分の担当する事件を分析し、当該事件の事実上及び法律上の争点について、体系書や判例等を調査した上で、依頼者のために何ができるのかを、相当な時間、議論します。このときに、学生には、弁護士が正確に言葉と論理を使いこなしていることを実感させ、自らの日頃の学習でも正確な議論ができるよう意識させます。

また、渋谷パブの各指導担当弁護士は、あらかじめ、学生へ付与するクリニック対象事件で、どのような教育目標を達成するのかを弁護士会議で提示し、検討します。渋谷パブでは、常にクリニック教育の質を落とさない工夫と努力をしています。

### 3 今年度の慶應・中央クリニック

今年度の両校へのクリニックは、6月に各学生向けに説明会を行い、受講生（慶應14人、中央15人）を確定しました。中央の学生からは34人もの応募があり、半分以上の学生の希望を、残念ながら実現できませんでした。

#### (1) ガイダンス

8月3日、慶應及び中央の学生総勢29人と、渋谷パブの弁護士7人と国際案件担当の芝池俊輝弁護士（東京パブリック）との合計8人の弁護士で、クリニック開始に当たってのガイダンスを実施しました。

渋谷パブのガイダンスでは、単なる事務的な説明ではなく、クリニック受講にあたっての学習目標の意識付けと、法科大学院生が生々の事件に関わる際の彼らの法的地位及び守秘義務の説明を双方向授業の形で実施しています。

そして、ガイダンス終了後、学生29人を、刑事2チーム、行政1チーム、民事5チーム、さらに国際2チームの合計10チームに分けました。

## (2) チームごとの活動

翌日からは、チームごとに活動が始まりました。私のチームは、慶應中央の混成チームで、対象事件は請負代金請求事件でした。学生は、授業初回は事件記録を読み、2回目までに当該事件に関するレポートを作成しました。2回目には、各自が作成した前記レポートを基に、想定される争点について、判例等を踏まえながら議論をしました。そして、3回目の依頼者との打合せに備え、各自、依頼者への質問事項を作成しました。3回目は、その質問事項を前提に依頼者との打合せを行い、4回目は、弁論準備手続に同席しました。その後は、最終報告会でのプレゼンに向けての準備を行いました。

## (3) 9月17日最終報告会

渋谷パブのクリニック最大の山場が、最終報告会です。各チームが自分たちの活動を、事件の説明とともに報告します。例年は、土曜日の午後から5チームが、20分の報告と20分の質疑応答をしていたのですが、今年度は、慶應中央合同クリニックとなり、しかも、全チームに報告を求めましたので、各チームとも報告及び質疑応答を各15分ずつとし、午前10時から開始しました。

各チームの取り扱った事件は、請負代金請求や交通事故、共有物分割や下水道管設置、退去強制命令や外国人の

決済時のトラブル、被疑者弁護事件等様々でした。

各チームとも、ポイントを押さえて時間内に説明をし、それに対する学生や弁護士、法科大学院教員らの質問にも、的確に対応していました。中には、カラオケボックスで、プレゼンの練習をしたチームもあったようです。

報告内容も比較的良質なものでした。刑事チームは、身柄の解放を目指して、準抗告を申し立てますが、公務執行妨害罪・傷害罪で逮捕勾留されたケースでは、監視カメラの映像等について証拠保全の申立てもしました。ところが、裁判官が検察官へ事実上証拠確保を要求したため、学生から、「保全」の密行性は守られるのかとの疑問が出されるなど、実務への批判的視点もありました。

10チームの報告が全て終了した後、会場にいらした三林宏明治大学法科大学院長を始め、両校の教員及び当会の弁護士から講評をしていただきました。

その後、懇親会に突入し、慶應中央入り乱れて、この夏の活動を慰労し合いました。現時点ではクリニックが単位にならない科目であるにもかかわらず、学生はとても真摯に事件に向き合っており、彼らの今後がとても楽しみになりました。

## 4 最後に

今回初めての慶應中央の合同リーガルクリニックがスムーズに進んだのは、慶應の片山直也法務研究科委員長、本郷亮教授、中央の小木曾綾法務研究科長、山田八千子教授をはじめ、両校の職員の方々のご協力あってのことだと思います。心より感謝申し上げます。



最終報告会の様子